

# 所得税 住民税

確定申告はお早めに！

## 相談会場で、2月16日開始

平成16年分（平成16年1月1日～12月31日）の所得税の確定申告と住民税（町・県民税）申告受付が始まります。期間は2月16日（水）から3月15日（火）まで（土・日曜日は除く）です。期間中は、館林税務署および町の相談会場（ふるさと産業文化館）で皆さんからの申告・納税相談をお受けします。所得税は、この申告により税額が確定し、納税（還付）によって完了しますが、住民税（町・県民税）は、確定した税額を平成17年度に納税していただくこととなります。

### 所得税

申告期間間近になると、大変混雑しますので、できるだけ早めに申告しましょう。

確定申告は、町の相談会場でもお受けしますが、次に該当するかたは税務署で申告してください。

青色申告のかた  
確定申告書が送られたかたで収支内訳書の同封されているかた  
譲渡所得のあったかた（土地や建物を売ったかた）

#### 確定申告に必要なもの

申告には、年間の収入金額がわかる書類、認印、所得控除に必要な書類（生命保険料等の領収証や払込証明書等）が必要になります。所得の内容によって次のようになります。

事業所得や不動産所得のあるかた

収支内訳書、事業に要した必要経費の領収書等

青色申告するかた

決算書等

譲渡所得のあるかた

契約書、必要経費の領収書等

#### サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

平成16年分の給与収入の合計額が2,000万円を超えるかた  
給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えるかた  
給与の支払いを2か所以上から受けているかたで、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えるかた  
年末調整した内容に変更がある場合

#### 確定申告で税が戻ります

確定申告をする義務のないかたでも次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。（所得税を納めてある場合）

マイホームをローン等で取得した場合（住宅借入金等特別控除）  
多額の医療費を支払った場合（医療費控除）  
災害や盗難に遭った場合  
年の途中で退職し、再就職していない場合

